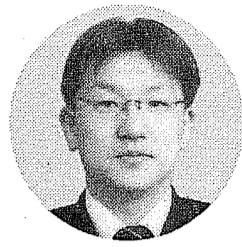


日司政連・規正法違反の闇

私は、本年一月、渡邊昭孝司法書士とともに、日本司法書士政治連盟(以下、日司政連)の幹部らについて、政治資金収支報告書(以下、収支報告書)の虚偽記載および無届政治団体の寄附支出など政治資金規正法(以下、規正法)違反の疑いで、東京地検特捜部に告発状を提出した(二月十九日受理)。



広田 博志

に気付いた。

収報は従前調査のみだったが、規正法改正により昨年一月以降、写しの交付請求が可能となった。そこで、全国にある地方組織の単位司法書士政治連盟(以下、単位政連)の収報写しをすべて取り寄せる調査に着手した。

日司政連の規約では、会員は単位政連のみ。個人会員は存在しない。ところが日司政連収報の収入欄には、全国の司法書士数である約一万八、九千人分の個人会費と記載され、単位政連が日司政連に納めた会費については記載がなかった。単位政連からの受領会費は、規正法で寄附として収報に記載する義務がある。日司政連が個人会費と装った総額は、少なくとも〇六、〇八年の三年間で約一億五千万円に上る。

また日司政連によると、単位政連は「全国に五十ある」という。だが各地選挙に規正法に基づき政治団体の届出があったのは、〇六年は四十四回、〇七年および〇八年は四十五回のみ。〇八年末で、福島、秋田、函館、札幌および釧路の計五団体が無届だった。届出前の寄附支出は違法だ。

これら事実の一部に対し昨年十月、日司政連に公開質問状を送付した。日司政連は、日本司法書士会連合会(以下、連合会)の本部司法書士会館(四階の事務室)に入室し、連合会は日司政連に対し、広さ三四・二七㎡にも明らかに違背している。

司法書士会と政治団体

関係の「峻別」求める

(本紙1826、1830号)、昨年十二月二日付け日本経済新聞朝刊でも報道されたが、違法状態は放置された(なお、調査判明事実や告発状等は、ブログ「鉄まんアトムのひとりごと」に詳細公表)。

前掲日経報道では、日司政連の会計責任者が「昔からの慣例で意図的に改ざんしたわけではない」と過失を主張し、収報の訂正を示唆。しかし訂正だけでこの問題は解決しない。背景にある強制会たる司法書士会と政治団体との根深いつながりを露呈する端緒となっているのだ。

論壇

法テラス 前年比13ポイントのアップ

日本司法支援センター「法テラス」は三五・三〇で、前年と比(法テラス)は五日、認知を知っている」と答えた人へると二三増加したと発表

驚くべき利益供与の実態

集めた収報の精査に連れ、驚愕の事実が続出した。司法書士会から単位政連への、金銭または無償や低額での事務所・事務職員労務の供与事例を多数確認。京都や山口など一部の司法書士会内には自民党支部も置かれていた(本紙1832号、1837号)。業務委託費名目での金銭授受には税務上の疑義もある。

日司政連は、日本司法書士会連合会(以下、連合会)の本部司法書士会館(四階の事務室)に入室し、連合会は日司政連に対し、広さ三四・二七㎡にも明らかに違背している。

強制的加入団体は政治献金や政治団体の寄附を行うことができないとした南九州税理士会事件(牛島事件の最高裁判決(最三小判平成八年三月十九日)や、行政書士会の政治団体に對する金員の寄附と同視しうる行為(実質的に金員の支出と同視できる行為も含む)は行政書士会目的の外で違法無効とした大阪高裁判決(大阪高判平成二十年十一月十二日)にも明らかに違背している。

前掲最判当日に牛島弁護団が発した声明は、「本判決は、ひとり南九州税理士会のみに向けられたものではない。司法書士会も同様な実態があり、深刻な反省と改革が求められているのみならず、その他の業界団体も同様な実態があり、日本における民主主義をゆがめ、構成員の人権を侵害している」と訴えている。牛島税理士による自由獲得の努力の成果は、不断の努力をもって普遍化していかねばならない。

政治とカネをめぐる問題は、規正法の根本を改めない限り、形を変え繰り返される。昨今、わが国における政治腐敗の最大原因は、企業団体献金にあるとの認識が広まり、法改正の気運が高まった。その全面禁止の実現は目前まで来ている。牛島判決で示された理念の一つが、ようやく具体化しようというのだ。

かような時期に、自らの権限拡大に耳目を奪われ、政治団体と癒着し組織的な違法行為を続ける司法書士職能を、国民はどう見るのだろうか。そのような集団を「法律家」とは呼べない。連合会および司法書士会は、政治団体との峻別を、これ以上先送りしてはならないのである。

しかし問題意識は共有されなかった。今回発覚した問題を見れば、関

表した。法テラスは「昨一年に、誰もが知っている身に、電話による認知度調査を実施している。二一年度は今年二月に行われ、「全く知らない」の平成十九年度から、全国と回答した人は前年比一三・七割減の六二・七割だった。解釈した数字ともいえる。

法テラスは、設立三年目

関係の「峻別」を求める (約一〇・三六坪)の事務室を、共益費・光熱水費込み月額八万八千円(坪単価約八千四百九十四円)にて賃貸している(面積・賃料は連合会電話回答)。新宿区本塩町の同会館は九八年竣工。外堀通りに面し、四谷駅から徒歩約三分。共用ロビーやエレベーター二基を備え、受付警備員も常駐する「優良物件」だ。一方、不動産業者より入手した複数の物件情報によれば、同等水準の近隣賃料相場は、共益費込み(光熱水費は別)で坪単価一万八千〜二万円前後だった。日司政連事務室の賃料は相場の半額以下だ。総務省政治資金課の見解では、相場との差額は寄附に当たる。連合会は日司政連に対し、毎月十万円を下らぬ寄附を継続し、毎月十万円を下らぬ寄附を継続した。今回発覚した問題を見れば、関係峻別どころか両者は密接に連携。連合会は、告発報道後も連携方針を堅持。司法書士個人の不祥事では会長声明を發し「民主主義を支える価値観」にまで言及する一方、日司政連がらみでは沈黙を守り、姿勢の違いを浮き彫りにした。市民の権利擁護や社会正義の実現寄与等を目的とする全書司も、本年の定時総会で、有志提案の「司法書士会に政治団体との関係の峻別を求める決議案」を否決。議題上程にも異議が出される有様だった。司法書士の憲法感覚とはコンナモノか。

(埼玉司法書士会会員)

黎明期の法曹界に伝説を生んだ巨人たち

巨匠弁護士を語る

伊達利知回顧談 ききて 岩田春之助

B6判、定価1890円(送料共)

司法大臣岩田宙造門下生の伊達利知氏と、「法曹評論家」として知られる長老・岩田春之助氏が熱く語った巨匠弁護士たちの生きざま。現代法曹に贈る珠玉の人物評論対談集!



星 亨



原 嘉道



花井卓蔵



岩田宙造

お申し込みは発行元 法律新聞社へ

〒248 神奈川県鎌倉市御成町二一五 〇〇二二 振替 〇〇一七〇一七 四〇三三四